

(2) 懲戒処分の適正な公表

勸 告	説明図表番号
<p>非違行為を行った職員に対し厳正に懲戒処分を行ったことを公表することは、公務に対する国民の信頼の回復を図るとともに、職員の服務規律の遵守の徹底及び同種事案の再発防止を図ることが期待できるとの観点から、人事院は、懲戒処分の公表が各府省等において適正に行われるよう公表指針を策定し、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示している。当該指針においては、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分について、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除き、原則、事案の概要等を公表することとされている。</p>	<p>表3-(2)-①</p>
<p>公表指針を踏まえ、独自の規程を作成している機関が7府省の本府省等8機関みられるが、未作成の機関にあっても、懲戒処分事案を同指針に則して公表することとしている。</p>	<p>表3-(2)-②</p>
<p>また、推進方策通知においても、懲戒処分の透明性の向上を図る観点から、迅速な公表を行うこととされている。</p>	<p>表3-(1)-⑨ (再掲)</p>
<p>なお、防衛省は、人事院の公表指針の適用を受けないが、同指針と同旨の「懲戒処分の公表基準」(平成17年8月2日付け防人1第5996号)を作成しており、同基準に基づき、懲戒処分の公表を行うこととしている。</p>	
<p>今回、全16府省の本府省等33機関における懲戒処分事案の公表状況について調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>各府省(防衛省を除く。)が平成19年に行った懲戒処分事案全565件について、その公表状況を調査したところ、各府省が公表対象であるとした事案は394件あり、うち、i) 公表したものが335件(85.0%)、ii) セクハラなど被害者本人が公表を望まず、仮に公表した場合に同人のプライバシー等権利利益を侵害するおそれがあったこと等を理由に公表しなかったものが59件(15.0%)となっている。また、各府省が公表対象外であるとした事案は171件あり、うち、iii) 公表しなかったものが159件(93.0%)、iv) 警察発表に基づく報道がされたことや職責が重いこと等を理由に公表したものが12件(7.0%)となっている。</p>	<p>表3-(2)-③</p>
<p>人事院は、公表指針における「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為」についての考え方について、個別具体の事案に則して判断すべきものであるが、基本的には、懲戒指針に掲げる標準例の「公務外非行関係」や「飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係」(業務として運転中の場合を除く。)に該当するような事案が「職務に関連しない行為」に、その他の行為は「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為」に該当するとしており、職務外での、自家用車の運転中に起こした交通事故や速度超過等の交通違反、けんか等の公務外非行に対して行われた停職以上の処分事案が公表対象となっている。</p>	
<p>こうした考え方を踏まえ、今回調査した地方支分部局等133機関のうち、当該機関の長に所属職員の任命権(懲戒権)が委任されている12府省91機関におい</p>	<p>表3-(2)-④</p>

て、平成17年から19年7月末までに実施された懲戒処分事案293件から抽出した184件について、当該指針に照らし合わせてみたところ、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち免職又は停職である懲戒処分に該当すると考えられる事案であり、かつ、公表指針において公表の例外とされている被害者等の権利利益の侵害のおそれがあると考えられないにもかかわらず公表していない例が12件みられた。

これらの中には、無届けで兼業し報酬を得ていたとして減給処分とした例、手当の不適正受給により戒告処分とした例等がみられる。

したがって、関係府省は、一連の不祥事により低下した行政及び公務員に対する信頼の回復を図るとともに職員の服務規律の遵守を徹底し、同種事案の再発防止を図る等の観点から、人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表する必要がある。(法務省、農林水産省、国土交通省)

表3-2-① 懲戒処分の公表指針に関する通知

○ 懲戒処分の公表指針に関する通知について

(平成15年11月10日付け人事院総務局通知) <抜粋>

1 (略)

2 本指針は、(1)公務に対する国民の信頼に影響を及ぼすような非違行為を行った職員に対し厳正に懲戒処分を行ったことを公表することにより、公務に対する信頼の回復を図ること、(2)公表により他の職員の服務規律の確立を促し、同種事案の再発防止を図ること、を目的とする懲戒処分の公表が各府省等において適正に行われるよう、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示すものである。

3 (略)

4 本指針により公表を行った場合、職務に関連しない交通事故や速度超過等の交通違反、けんかなどに対して行われた減給以下の処分を除いた懲戒処分が公表されることとなる。

表3-(2)-② 各府省における懲戒処分に係る公表規程の策定状況

府省名	機関名	規程の名称	公表対象	備考
内閣府	本府	内閣府本府における懲戒処分の公表基準について(平成16年3月12日付け大臣官房長決定)	人事院指針に同じ	—
国家公安委員会	警察庁	「懲戒処分の発表の指針」の制定について(平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号)	人事院指針に加え、以下の内容を追加 「行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分」	・平成16年4月改正 ・懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置について準用
総務省	本省	総務省職員(外局及び特別職の職員を除く。)の懲戒処分に関する公表基準(平成15年12月制定。秘書課長通知)	「懲戒処分はすべて公表する。ただし、職務に関連しない行為に係る減給または戒告の処分若しくは公表を行った場合に被処分者以外の者の権利利益を害するおそれが高いなどの理由により公表が適当でないと認められる懲戒処分にあつてはこの限りではない。」	—
	消防庁	消防庁職員の懲戒処分に関する公表基準(平成15年12月24日消防総第573号)	「懲戒処分はすべて公表する。ただし、職務に関連しない行為に係る減給または戒告の処分若しくは公表を行った場合に被処分者以外の者の権利利益を害するおそれが高いなどの理由により公表が適当でないと認められる懲戒処分にあつてはこの限りではない。」	—
文部科学省	本省	文部科学省本省における懲戒処分の公表基準(平成13年11月15日付け人事課長裁定)	人事院指針に同じ	・公表の方法として、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については記者会見を行うこととしている。
厚生労働省	社会保険庁	懲戒処分の公表について(平成15年12月4日付け庁人発第1204001号)	人事院指針に加え、以下の内容を追加 国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分	—

府省名	機関名	規程の名称	公表対象	備考
国土交通省	海上保安庁	懲戒処分の発表の指針（平成 13 年 3 月 19 日付け保総人第 181 号）	①職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分 ②私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分 ③①及び②に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分	・平成 15 年 11 月改正 ・懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置について準用
防衛省	本省	懲戒処分の公表基準について（通達）（平成 17 年 8 月 2 日付け防人 1 第 5996 号）	(1)職務遂行上の行為又はこれに関連する行為（私的行為以外の行為をいう。）に係る懲戒処分 (2)職務に関連しない行為に係る懲戒処分について、免職、降任又は停職である懲戒処分	・公表内容として、警察その他の公的機関により、被処分者の指名が公表されている場合には、氏名も含めて公表するものとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表3-②-③ 懲戒処分事案の公表状況(平成19年)

(単位：人)

処分の事由 (態様別)	一般勤務関係				通常業務処理関係				公金官物取扱関係				横領等関係				
	公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		
	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	
処分の種類	免職	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	11	0	0	0
	停職	13	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	減給	32	20	0	0	17	0	0	0	5	1	0	0	6	2	0	0
	戒告	15	8	0	0	31	0	0	0	11	0	0	0	47	15	0	0
合計	61	30	0	0	55	0	0	0	17	1	0	0	66	17	0	0	

処分の事由 (態様別)	収賄・供応等関係				交通事故・交通法規違反関係				公務外非行関係				監督責任関係				合計							
	公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象		公表対象外		公表対象			公表対象外			合計	
	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	公表	未公表	計	公表	未公表	計		
処分の種類	免職	8	0	0	0	6	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	48	0	48	0	0	0	48
	停職	2	0	0	0	13	0	0	0	23	1	0	0	1	0	0	0	58	3	61	0	0	0	61
	減給	13	0	0	0	0	0	3	26	1	0	5	66	4	5	0	0	78	28	106	8	92	100	206
	戒告	23	1	0	0	0	1	1	42	3	0	3	25	21	3	0	0	151	28	179	4	67	71	250
合計	46	1	0	0	19	1	4	68	45	1	8	91	26	8	0	0	335	59	394	12	159	171	565	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「公表対象」欄は、人事院が作成した「懲戒処分の公表指針」において示されている、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分数を示し、「公表対象外」欄は職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、減給又は戒告である懲戒処分数を示す。

3 防衛省については、懲戒処分を独自の基準に則し実施しており、本表の「処分の事由」欄の区分と異なる分類をしているため、本表の実績から除外した。

表3-2-④ 人事院の公表指針において公表対象と考えられる懲戒処分事案を公表していない例

番号	事案の概要	処分年月日	事由	種類	未公表理由	府省名
1	マンションから戸建て住宅に転居したものの、転居届を提出せず、31月間にわたり、不正にマンション居住時の住居手当を受給し続けたもの。	平成17年3月15日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
2	許可を得ないまま、某社とツーリングガイドの業務委託契約を締結し報酬を得ていたもの。	平成17年3月28日	兼業の承認等を得る手続のけ怠	戒告	手続きをした場合においても認められない兼業を行っていたものであることから、「兼業の承認を得る手続きのけ怠」ではないと判断したものである。	農林水産省
3	過去にコンビニエンスストアとファーストフード店においてアルバイトしていたことが第三者の通報で判明したものの。	平成17年3月30日	兼業の承認等を得る手続のけ怠	戒告	手続きをした場合においても認められない兼業を行っていたものであることから、「兼業の承認を得る手続きのけ怠」ではないと判断したものである。	農林水産省
4	所得が扶養親族の限度額を超えていたにもかかわらず、漫然と放置し、扶養手当を不正に受給したものの。	平成17年11月28日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
5	扶養親族の所得が増え、扶養手当の受給資格を失ったにもかかわらず、認定の取消を届け出しておらず、扶養手当として合計288,448円を不正に受給したものの。	平成18年4月3日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
6	扶養親族のアルバイト先の雇用主に対して、扶養親族の認定を受けている旨を説明し、限度額を超過しないよう依頼していたものの、途中所得状況の確認を怠り、結果として、扶養手当を不正に受給したものの。	平成18年4月3日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
7	許可を得ないまま、タトゥースタジオにおいてアルバイトを行い報酬を得ていたもの。	平成18年4月16日	兼業の承認等を得る手続のけ怠	減給1月 (1/10)	手続きをした場合においても認められない兼業を行っていたものであることから、「兼業の承認を得る手続きのけ怠」ではないと判断したものである。	農林水産省
8	勤務中における課内の会話に対し、自分の悪口を言われていると誤解し、いきなり席を離れ、行方不明となり、その後、38時間15分間にわたり勤務を欠き、その間自己の職務を放棄したものの。	平成18年9月15日	欠勤 (10日以内)	減給3月 (1/10)	局人事課の担当者が、公表指針を認識していなかったため	国土交通省
9	所得が扶養親族の限度額を超えていたにもかかわらず、漫然と放置し、扶養手当を不正に受給したものの。	平成19年1月5日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
10	所得が扶養親族の限度額を超えていたにもかかわらず、漫然と放置し、扶養手当を不正に受給したものの。	平成19年1月9日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省
11	被扶養者としての資格を喪失しているにもかかわらず、自己が扶養している旨の不正な申告を行い、共済組合に被扶養者にかかる医療費(100万円超)を支払わせたもの。	平成19年2月28日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	関係者のプライバシー保護等の観点から、公表の例外として認められていると判断したため。	法務省
12	住居手当の支給要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の申請により、36か月間、住居手当を不正に受給したものの。	平成19年3月16日	諸給与の違法支払・不適正受給	戒告	手当を不正に受給しようとした意図はなく、悪質性を認めることはできず、他の職員や社会的に与える影響も少ないことなどを考慮したため。	法務省

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表に掲載した事例は非違行為者の所属府省等において公表していないものである。  
 3 本表の事例のほか公表対象となるセクハラ等関係事案が11件みられたが、いずれも公表指針の公表の例外規定となる被害者心情への配慮を未公表理由としている。